

2006年6月16日

各 位

会社名 岡谷鋼機株式会社
代表者 取締役社長 岡谷 篤一
コード番号 7485 (名証第一部)
問合せ先 企画部長 稲生 豊
TEL (052)204-8133

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成18年6月16日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式数 当社普通株式 550,000 株
- (2) 売出価格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により下記(4) 売出方法に記載の売出価格決定日に決定します。
- (3) 売出人及び
売出株式数 株式会社三菱東京UFJ銀行 310,000 株
岡谷篤一 240,000 株
- (4) 売出方法 売出しとし、日興シティグループ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及び東海東京証券株式会社に全株式を買取引受けさせます。なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により売出価格決定日(平成18年6月26日(月)から平成18年6月29日(木)までのいずれかの日。以下「売出価格決定日」という。)における株式会社名古屋証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定します。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とします。
- (5) 申込期間 平成18年6月30日(金)から平成18年7月4日(火)まで。なお、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成18年6月27日(火)から平成18年6月29日(木)までとなります。
- (6) 受渡期日 平成18年7月5日(水)から平成18年7月10日(月)までのいずれかの日。なお、上記(5) 記載の通り、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は、平成18年7月5日(水)となります。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とします。
- (8) 申込株数単位 500 株
- (9) 前記各号については、平成18年6月16日(金)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。
- (10) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】2. を参照）

- (1) 売出株式数 当社普通株式 82,500 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、前記「1. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況を勘案の上、決定されます。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 売出価格 未定（売出価格は前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（4）売出方法」に記載の売出価格と同一とします。）
- (3) 売出人 日興シティグループ証券株式会社
- (4) 売出方法 日興シティグループ証券株式会社が、前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況を勘案した上で、当社株主より 82,500 株を上限として借り入れる予定の当社普通株式につき追加的に売出しを行います。
- (5) 申込期間 前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（5）申込期間」に記載の申込期間と同一とします。
- (6) 受渡期日 前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日と同一とします。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とします。
- (8) 申込株数単位 500 株
- (9) 前記各号については、平成 18 年 6 月 16 日（金）に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしましたが、これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

引受人の買取引受による売出しにおいては、その需要状況を勘案し、当該引受人の買取引受による売出しとは別に 82,500 株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

これに関連して、日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として当社株主より付与される予定であります。

日興シティグループ証券株式会社は、当社株主より借り入れる株式の返還を目的として、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で、株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主より借り入れる株式の返還に充当する場合があります。

なお、日興シティグループ証券株式会社は、安定操作取引で買付けた株式を当社株主より借り入れる株式の返還に充当する場合における当該株式数及びシンジケートカバー取引により買付けた株式数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。